

「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」に対する ご意見と市の考え方（実施結果）

「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」について、皆様からお寄せいただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方について公表します。

なお、ご意見の内容が変わらない範囲で要約などを行っています。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。

令和元年 11 月
岩倉市建設部商工農政課

1 意見募集の概要

（1）意見の募集期間

令和元年 10 月 18 日（金）～令和元年 11 月 17 日（日）（31 日間）

（2）意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

（3）閲覧場所

情報サロン、商工農政課、市ホームページ

（4）意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、ホームページ投稿フォーム

2 募集結果

（1）意見者数 4 件（個人：4 人、団体：0 団体）

（2）意見件数 16 件

3 ご意見に対する市の考え方

別紙のとおり

「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」に対するご意見と市の考え方
（対応一覧）

No.	条	意見の要旨	市の考え方
1	第1条	個人事業者をはじめ小企業が多数を占めていることから「中小企業・小規模企業」を「中小企業・小規模企業及び小企業」としてはどうでしょうか。	第2条（1）において定義する中小企業には、小企業も含まれています。その中で、本市では小規模企業が多くを占めていることから、中小企業と小規模企業をそれぞれ言及する場合には、中小企業と小規模企業を用いており、そこには小企業も含まれているため明記していません。
2	第3条	基本理念に、企業の社会的責任や地域貢献に関する文言をいれられないでしょうか。	第3条では、中小企業等の振興に関わる全ての機関等に対し、基本理念として規定したものであり、企業の社会的責任や地域貢献に関する文言は、中小企業等の責務として、第6条第3項において個別に明記しております。
3	第3条	条文に「小規模企業者に配慮し、その事業の持続的発展を図ること」を加えてはどうでしょうか。	前文の中で、中小企業・小規模企業の持続的発展の必要性とそのためには市全体として支えていく旨を明記しており、小規模企業者も含めた内容としています。
4	第4条	「中小企業等の受注機会の増大」及び「財政上の措置」は努力義務ではなく、一定の義務づけが必要ではないでしょうか。	中小企業等の受注機会の増大については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の中で、中小企業等への配慮が明記されており、地方公共団体についても国に準じて対応に努めるよう明記されていますので、これに基づき対応していきます。 また、財政上の措置については、この条例の目的に添い、中小企業等振興施策を推進するため、必要な財源の確保に努めていきます。
5	第5条	市議会が市行政に対しチェック機能を果たすのは当然であり、当条例であえて明記する必要はないのではないのでしょうか。	当条例については、平成30年1月23日付けで市議会から条例制定に向けた政策提言を受け、その中で議会の責務についても明記されており、その必要性を鑑みて明記しています。
6	第6条	条例は地方自治体の責務等を明らかにすることが重要であり、中小企業等は、「責務」ではなく「役割」もしくは「努力」とすることが妥当ではないのでしょうか。	前文にありますとおり、安定した市民生活やまちの活性化の推進のためには、中小企業等の持続的発展が必要不可欠であり、条例の目的達成には、その主体である中小企業等自らが、積極的に事業活動を展開していくことが重要であることから「責務」としています。

7	第7条～ 第12条	第7条以降「基本理念にのっとり」の言葉がない意味はどうしてでしょうか。	第4条の市の責務から第12条の市民の理解及び協力までは、中小企業等の振興に関わるそれぞれの機関等の責務や役割などを個別に明記しておりますが、関わりの強さによって表現を変えております。
8	第7条	第2項の「大企業は、事業活動を行うに当たっては、」の後に「自身の影響力と社会責任を自覚して」を加えてはどうでしょうか。	大企業が中小企業等や地域社会に対し大きな影響力や社会的責任を有していることを鑑みて、「大企業の役割」を明記しています。また、逐条解説においても、大企業に求められる姿勢について説明の中で表現しています。
9	第8条	商工会の設立目的は地域内事業者の経営改善であり、「役割」ではなく「責務」とした方が良いのではないのでしょうか。	商工会は、中小企業等の支援機関として重要な役割が求められており、伴走型による経営改善普及事業を実施するとともに、経営革新等支援機関として活動しています。また、本市商工会では、売上アップに特化した相談支援機関として岩倉市ビジネスサポートセンターを設置するなど、事業者に対する協力機関の位置づけとしてあることから、「役割」としています。
10	第8条	第3項の最後に「会員非会員の区別なく中小企業等が市の施策を利用できるよう計らうものとする」を加えてはどうでしょうか。	市の施策を利用するにあたり、現状においても商工会の会員非会員の区別はしていません。
11	第13条	第12条で市民の理解を求めているのならば、13条に「市民と中小企業をつなぐ」施策を入れるべきではないのでしょうか。	市民と中小企業をつなぐ施策については、職業体験や企業見学ツアーなど、これまでも実施しており、今後も具体的な事業に取り組んでいきます。
12	第13条	末尾の「実施するものとします」では、弱い義務づけとなり、合理的な理由があればしなくてもよいという解釈にもなりかねないことから、「実施しなければなりません」とすることが妥当だと考えます。	第4条の市の責務において、基本理念にのっとり中小企業等振興施策を総合的に推進しなければならないと明記しており、それに基づき第13条の施策の策定及び実施をしていくものであり、決して弱い義務づけではないと考えています。
13	第15条	末尾は「…1回以上設ける。」でいいのではないのでしょうか。	情報及び意見交換の場については、中小企業等の意見聴取や主体性を引き出す機会として重要であり、直接的な対話・交流の場（＝意見交換の場）をつくることに努力していくものです。しかしながら、中小企業等の意見聴取や主体性を引き出す方法は、必ずしも「意見交換の場」の設定だけではなく、アンケートや提案シ

	第 15 条		ートによる方法や講演会や研修など普及啓発機会など、多様な方法も想定されます。このような多様な方法の余地を残す意味あいから「意見交換の場」という限定的な方法については、「努める」という表現にしたものです。
14	第 15 条	条例が理念条例にとどまらず、より実効性をもった条例にするため、振興会議を設置してはどうでしょうか。	情報及び意見交換の場については、中小企業等の意見聴取や主体性を引き出す機会として重要であり、その手法については今後検討していきます。
15	第 15 条	この条例の見直しに関することは盛り込まないのでしょうか。	現段階では見直しは考えておりませんが、将来的に国の制度改正など、中小企業等の振興にかかる大規模な変化があった際には検討することが考えられます。
16	その他	小企業者への配慮について以下を追記。 「市は、中小企業等の振興に当たっては、個人事業者を含む小企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう、特段の配慮をするものとします。」	市の責務や商工会の役割では、中小企業等の実態把握に努めるとしており、その中で小企業者の実態も把握し、施策の推進や事業活動に反映していきます。